○農林水産省告示第六百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県八頭郡若桜町大字屋堂羅字イガラシ一〇五の一、一二〇五の二、一二〇五の六から一二〇五の一六まで、一二〇五の二〇、一二〇五の二五から一二〇五の四〇まで、一二〇五の四七から一二〇五の六二まで、字カラカ谷一二〇六の一から一二〇六の一五まで、一二〇七から一二一二まで、字小サコ一二一二から一二一四まで、字水谷一二一五から一二一九まで、一二一九の一、一二二〇から一二二二まで、一二二三の三から一二二三の五一まで、一二二四から一二二六まで、一二二六の一、字立カイ一二二七から一二三〇まで、一二三〇の一から一二三〇の三まで、一二三一の一から一二三一の五まで、一二三二から一二三五まで、一二三五の一、字小場ノ向一二三六、一二三八から一二四二まで、一二四二の一、一二四二の三、一二四三、一二四四の一、一二四五、一二四五の一、一二四六、一二四六の一から一二四六の三まで、一二四七、字小シラ谷一二四八の一、一二四九の一から一二四九の一八まで、一二五〇、字ナツワクチ一二五一、一二五一の一から一二五一の八まで、一二五二の一から一二五二の二まで、字桑外谷一二五三の一から一二五三の三まで、一二五四、一二五五の一、一二五五の二、一二五六から一二五九まで、一二六〇、一二六一の一から一二六一の一〇まで、一二六二、一二六二の一、一二六三から一二六五まで、一二六五の一、一二六六、一二六六の一から一二六六の八まで、一二六七の一、字大石谷一二六八、一二六八の一、一二六九、一二六九の一、一二七〇、一二七〇の一、一二七一から一二七三まで、一二七三の一、一二七四、一二七四の一、一二七五、一二七六、一二七六の一、字寺谷一二七七、一二七八の一、一二七八の三、一二七九、一二七九の一、一二八〇、一二八一、一二八二の一から一二八二の四まで、一二八三の一、字観音堂谷一二八四から一二九〇まで、字羽落谷一二九二の一、一二九二の二、一二九三の一、一二九四、一二九四の一、一二九五、字社谷九九六、九九七の一から九九七の五まで、九九八、九九八の一、九九九、一〇〇〇、一〇〇〇の一から一〇〇〇の四まで、一〇〇一、一〇〇一の一から一〇〇一の三まで、一〇〇二、一〇〇二の一から一〇〇二の三まで、一〇〇三、一〇〇三の一、一〇〇四の一、一〇〇四の二、一〇〇五、一〇〇六、一〇〇六の一から一〇〇六の四まで、字瀧谷一〇〇七、一〇〇七の一、一〇〇七の二、一〇〇八、一〇〇八の一から一〇〇八の三まで、一〇〇九の一から一〇〇九の四まで、一〇一〇から一〇一六まで、一〇一七の一から一〇一七の二七まで、一〇一八、一〇一八の一、一〇一九から一〇二二まで、一〇二三の一、一〇二三の二、一〇二四、一〇二四の一、字畑ヶ谷一〇二五の三から一〇二五の二三まで、字大谷一〇二六、一〇二六の三、一〇二六の四、一〇二六の八から一〇二六の三八まで、一〇二七、一〇二七の一、一〇二七の二、一〇二八、字西開市一〇二九、一〇三〇の一から一〇三〇の九まで、一〇三一の一、一〇三一から一〇三六まで、一〇三六の一、一〇三七、一〇三八、字大畑ヶ谷一〇四二から一〇四五まで、一〇四五の一、一〇四六、一〇四七、一〇四八の一から一〇四八の四まで、一〇四九から一〇五一まで、一〇五一の一、一〇五二、一〇五三、一〇五三の一から一〇五三の三まで、一〇五四、一〇五五、一〇五五の一、一〇五六から一〇五八まで、一〇五八の一、一〇五九、一〇六〇、字小場ノ奥一〇六三、一〇六四、一〇六六から一〇六八まで、一〇六八の一、一〇六九、一〇七〇から一〇七五まで、一〇七五の一、一〇七六から一〇八〇まで、一〇八二の一から一〇八三から一〇九〇まで、一〇九〇の一、一〇九一から一〇九三まで、一〇九三の一、一〇九四、一〇九六、一〇九七の一、一〇九七の二、字カンコウ谷一〇九八から一一〇七まで、一一〇八の一から一一〇八の四まで、一一〇九から一一一一まで、一一一一の一、一一一二から一一一四まで、一一一四の一、一一一五から一一一九まで、一一一九の一、一一二〇から一一二四まで、一一二五の一、一一二五の二、一一二六、一一二六の一、字黒谷一一二八、一一二九の一、一一二九の二、一一三〇から一一三四まで、一一三七の一、一一三九から一一四三まで、一一四四の一、一一四五の一、一一四五の二、一一四六の一、一一四七の二、一一四七の一九、字カンドコ一一四七の三から一一四七の一八まで、一一四九から一一五一まで、一一五一の一、一一五二から一一五六まで、一一六七から一一六九まで、一一六九の一、一一七〇から一一八一まで、字カツラ谷一一八八の一から一一八八の一八まで、一一八九から一一九一まで、一一九三から一一九九まで、大字中原字木地屋ノ下モ一三〇八の二二から一三〇八の三二まで、一三〇八の三五、一三〇八の三六、一三〇九から一三一一まで、字木地屋ノ上一三一二から一三一八まで、一三一九の二から一三一九の一二まで、一三一九の一五、一三二〇から一三二三まで、一三二四、字大岩谷一三二五の四、一三二五の一〇から一三二五の二五まで、一三二六、一三二六の一、一三二七、字外ノ岡一三四四の一、一三四四の二、一三四五の四、一三四五の一〇から一三四五の二一まで、一三四七の二、一三四七の五、一三四七の六、一三四七の一九から一三四七の四五まで、一三四七の三八から一三四七の五六まで、一三四七の四八から一三四七の五六まで、一三四七の五八から一三四七の六三まで、一三四七の七一、一三四七の七三、一三四七の七七から一三四七の八〇まで、一三四七の八三から一三四七の八五まで、一三四七の八七、一三四八から一三五〇まで、一三五四、一三五五の一から一三五五の三まで、一三五六、字大室一三六三、一三六三の一から一三六三の二七まで、一三六三の二九、一三六三の三〇、一三六三の三四、一三六三の三八、一三六三の三九、一三六三の四一から一三六三の四三まで、一三六四、一三六六の一三、一三六六の一五、一三六六の一六、一三六六の二〇、一三六六の二一、一三六六の二三から一三六六の二六まで、一三六六の二九、大字茗荷谷字タキ谷三三八の二、三三八の四、三三八の一一から三三八の一七まで、三三八の二六から三三八の三〇まで、三三九の二、三三九の四、三三九の五、三三九の五一から三三九の六七まで、字尾出見三四五の一、三四五の四、三四五の六八から三四五の一三三まで、三四六の一から三四六の三まで、三四六の一三九まで、三四六の一七九、字川原谷三五二の一、三五二の三、三五二の四、三五二の一三から三五二の四八まで、三五二の一四六から三五二の二〇四まで、三五二の二一四、三五二の二一五、三五二の二四二、三五三の二から三五三の五まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第四十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。

平成二十三年三月二十三日

経済産業大臣　海江田万里

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	届出製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
一〇三七〇一	平成二十三年三月八日	水道メーター第一類	社会福祉法人鵜足津福祉会	社会福祉法人鵜足津福祉会高瀬荘　香川県三豊市高瀬町上高瀬三千五百二十八番地一
一一三七〇一	平成二十三年三月八日	水道メーター第二類	社会福祉法人鵜足津福祉会	社会福祉法人鵜足津福祉会高瀬荘　香川県三豊市高瀬町上高瀬三千五百二十八番地一